

菟田町ビジターバース管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船舶（スポーツ又はレクリエーション等の用に供する小型船舶又は漁船等をいう。）が菟田町ビジターバース（以下「ビジターバース」という。）を使用するにあたり、その管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 ビジターバースの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
菟田町ビジターバース	菟田町磯浜町井場川尻親水護岸前部

(管理及び運営)

第3条 ビジターバースの管理及び運営は農政課が行う。

(使用の許可)

第4条 ビジターバースを使用しようとする者は、菟田町ビジターバース使用許可申請書（様式第1号）を使用する前日から起算して14日前までに提出し、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 町長は、ビジターバースの使用を許可（以下「使用許可」という。）したときは、菟田町ビジターバース使用許可書（様式第2号）（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 町長は、前項の許可に当たり、ビジターバースの管理及び運営上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(許可基準)

第5条 町長は、次に掲げる事項のいずれにも適合すると認められるものについて、許可を行うものとする。

(1) 許可を受けようとする船舶の船舶検査証書又はそれに類する書類の写しの提出があること。

(2) 使用の目的が、菟田町ビジターバース管理要綱の目的に符合し、かつ、真实性を有すると認められること。

(3) 使用許可期間は、3日以内であること。

(4) 使用船舶の船籍港又は定係港が町外であること。

2 町長が特に必要と認めるときは、前項の規定に関らず許可をすることができる。

(使用の変更)

第6条 使用の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに荻田町ビジターバース使用許可変更申請書（様式第3号）に許可書を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項により、許可したときは、変更許可書（様式第4号）に変更申請書の写しを添えて交付するものとする。

(使用の制限)

第7条 町長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) ビジターバースの施設又は設備を棄損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定により指定された暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他ビジターバースの管理及び運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第8条 ビジターバースの使用料は、無料とする。

(使用許可の取消等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ビジターバースの使用許可を取消し、又はビジターバースの使用の中止を命じ、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正行為により使用許可を受けたことが判明したとき。

2 前項の規定による処分により、使用者が被る損害については、町はその賠償の責めを負わない。

(使用後の処置)

第10条 使用者は、ビジターバースの使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復して返還するものとする。前条第1項の規定により使用許可を取り消されたときも、また同様とする。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者及びビジターバースに入場した者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可した人員を超えて入場しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 町長の許可を得ずに物品の販売又は頒布、募金、宣伝、興行その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) その他町長の指示に従い、ビジターバースの適切な管理を妨げる行為をしないこと。

(入場の制限)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類を携行する者
- (2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) その他ビジターバースの管理及び運営上支障のある者

(損害賠償)

第 13 条 故意又は過失により、ビジターバースの施設又は設備を棄損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。